

社会福祉法人 ひじり会  
介護付有料老人ホーム「ウエルネス」  
外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び  
外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所 運営規程

第1条 この規程は、「社会福祉法人 ひじり会」が開設する「介護付有料老人ホーム ウエルネス」（以下「本施設」という。）が実施する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業の適正な運営を確保するための、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 本事業は、本施設の従業者によって行われる特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画」という。）の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び、本施設が委託する指定居宅サービス事業者及び介護予防指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により行われる、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本施設において提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、介護保険法及び関係法令の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の特定施設サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 正当な理由なく外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を拒まない。

（施設の名称）

第4条 本施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護付有料老人ホーム ウエルネス
- 2 所在地 福岡県久留米市田主丸町田主丸 1001 番地の 4

(受託居宅サービス事業者及び受託介護予防居宅サービス事業者の名称)

第5条 本施設が委託する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防居宅サービス事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 指定通所介護及び指定介護予防通所介護  
法人名：社会福祉法人 ひじり会  
所在地：福岡県久留米市田主丸町石垣 1291 番地の 6  
名 称：社会福祉法人ひじり会 通所介護さくら  
所在地：福岡県久留米市田主丸町石垣 1291 番地の 6
  
- 2 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護  
法人名：医療法人 聖峰会  
所在地：福岡県久留米市田主丸町益生田 892 番地  
名 称：田主丸訪問看護ステーション  
所在地：福岡県久留米市田主丸町益生田 882 番地の 1
  
- 3 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション  
法人名：医療法人 聖峰会  
所在地：福岡県久留米市田主丸町益生田 892 番地  
名 称：介護老人保健施設 サンライフ聖峰  
所在地：福岡県久留米市田主丸町田主丸 1001 番地の 2  
  
法人名：医療法人 聖峰会  
所在地：福岡県久留米市田主丸町益生田 892 番地  
名 称：医療法人 聖峰会 田主丸中央病院  
所在地：福岡県久留米市田主丸町田主丸 1001 番地の 4
  
- 4 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与  
法人名：株式会社 太平  
所在地：佐賀県小城市牛津町牛津 1 5 1 - 2 4  
名 称：タイヘイ M&C 久留米営業所  
所在地：久留米市梅満町 1 6 1 0 - 1
  
- 5 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護  
法人名：社会福祉法人 ひじり会  
所在地：福岡県久留米市田主丸町石垣 1291 番地の 6  
名 称：認知症対応型デイサービス あじさい  
所在地：福岡県久留米市善導寺町飯田 1393 番地の 10

- 6 指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護  
法人名：社会福祉法人 ひじり会  
所在地：福岡県久留米市田主丸町石垣 1291 番地の 6  
名称：社会福祉法人ひじり会 訪問入浴介護さくら  
所在地：福岡県久留米市田主丸町石垣 1291 番地の 6
- 7 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護  
法人名：社会福祉法人 ひじり会  
所在地：福岡県久留米市田主丸町石垣 1291 番地の 6  
名称：社会福祉法人ひじり会 訪問介護ハーモニー  
所在地：福岡県久留米市田主丸町田主丸 1001 番地の 4
- 8 指定通所介護及び指定介護予防通所介護  
法人名：社会福祉法人 ひじり会  
所在地：福岡県久留米市田主丸町石垣 1291 番地の 6  
名称：社会福祉法人ひじり会 ひじり会デイサービス にじの家  
所在地：福岡県うきは市吉井町八和田 876-1

- 2 前項各号に掲げる事業所に委託する指定居宅サービス及び指定介護予防サービス以外のサービスは、入居者の状況に応じて委託するものとする。

(職員の員数及び職務内容)

第6条 本施設に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

② 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

③ 生活相談員 1名以上(常勤換算)

生活相談員は、利用者の心身状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な援助を行う。

④ 介護職員 3名以上(常勤換算)

介護職員は、特定施設サービス計画に基づき、利用者に必要な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(居室数及び入所定員)

第7条 本施設の居室数及び入所定員は次の通りとする。

居室数・入居定員：40室（全室介護居室） 定員：50名

- 2 居室定員は原則1名とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる（60歳以上の夫婦、親族等との同居）場合は2名とすることができる。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護のサービスの内容)

第8条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護のサービスの内容は次の通りとする。

1. 基本サービス

- ① 安否確認・・・ア. 日中は生活相談員及び介護職員により定期的に巡回を行う

イ. 夜間は宿直者による巡回を行う。

ウ. 食事の摂取状況の確認。

上記の状況を記録し、本施設の従業者間で周知し、業務の交代時に引継ぎをし、情報の共有化を行う。

- ② 生活相談・・・生活相談は生活相談員が行う。

- ③ 特定施設サービス計画の作成・・・特定施設サービス計画の作成は計画作成担当者が行う。

2. 受託居宅サービス

- ① 入浴・排せつ・食事等の介助

- ② 日常生活上の世話

- ③ 機能訓練

- ④ 健康管理

3. その他

- ① 利用者の家族及び地域との連携

(社会生活上の便宜の提供等)

第9条 本施設は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

- 2 本施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

- 3 本施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(特定施設サービス計画の作成)

第10条 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて、利用者が抱える問題点を明らかにして、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 2 計画作成担当者は、利用者またはその家族の希望や解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成し、当該利用者に対して説明を行い、同意を得て交付する。
- 3 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、利用者の特定施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。
- 4 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

(利用料その他の費用の額)

第11条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の内、利用者の負担割合証に記載された負担割合分の額とする。

- 2 本施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
  - ①利用者の特別な希望により、個別に行われる外出介助（当施設の行事、機能訓練、健康管理の一環として行われるものは除く）、個別に行われる買い物等の代行費用は、状況を考慮し、必要相当額を設定する。
  - ②その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適用と認められる費用
    - ・ 実費
- 3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族の同意を得るものとする。

(利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続き)

第12条 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができるものとする。

- ① 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするのに支障があるとき
  - ② より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
  - ③ その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- 2 本施設は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、本施設の管理者は、利用者又は家族の同意を得て、居室を移動させることができます。

- 3 前 1 項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由は付して書面を管理者に提出する。また、管理者は、書面を受理したときは、その理由その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面を持って通知します。

(居室移動に係る費用負担)

#### 第 13 条

前条第 3 項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復していただきます。

- 2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とします。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 14 条 利用者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお、本項については、サービス契約時に利用者に通知するものとする。

- ① 飲酒・喫煙については、利用者及びその家族とともに協議し次のとおりとする。
  - 場所 飲酒：食堂のみとする。
  - 喫煙：本施設が定める場所のみ。
  - 量 利用者及び家族と協議の上決定する。(健康上制限あり)
  - 管理 職員が預かる。
- ② 外出・外泊の場合は、必ず外出・外泊期間等を本施設に届け出る。
- ③ 居室内での調理は禁止する。(ただし、4階居室、備え付けのレンジのみ可)
- ④ 故意に施設もしくは物品に損害をあたえ、又は物品を持ち出すことは禁止する。
- ⑤ けんか、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすことを禁ずる。
- ⑥ 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、または安全衛生を害することを禁ずる。

(衛生管理等)

第 15 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
- 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的に実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

(協力医療機関・協力歯科医療機関)

第 16 条 本施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を次のとおり定める。

1 協力医療機関・協力歯科医療機関

- (1)医療機関名 医療法人 聖峰会 田主丸中央病院  
(2)所在地 久留米市田主丸町益生田 892

(苦情処理)

第 17 条 本施設は、利用者又はその家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応策)

第 18 条 施設は、入居者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスの提供を行っている時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 入所者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 入所者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 19 条 施設は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 前項の訓練は、可能な限り消防署や地域住民と連携して行うよう努める。
- 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防署や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 20 条 本施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要支援・要介護被保険者を本施設へ紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(業務継続計画の策定等)

第21条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第22条 施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(従業員の質の確保)

第23条 施設は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

(身体拘束)

第24条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の態様、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど、適正な取り扱いにより行うものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。



(緊急時対応等の情報共有化)

## 第 25 条

緊急時における対応の経過及び対応の情報共有化の方法は、下記の通りとする。

- ① 本施設の従業者・・・内容の記録をとり業務の交代時に申し送りをし、情報の共有化を行う。
- ② 受託居宅サービス事業者の従業者・・・内容の記録をとり事業所に連絡を行い、従業者に周知し、情報の共有化を行う。

(虐待の防止に関する事項)

第 26 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(掲示)

第 27 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。また、ウェブサイト(法人のホームページ等、または、情報公表システム上を活用)にも掲載する。

(その他)

第 28 条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ひじり会と本施設の管理者との協議に基づいて定める。

付 則 この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

平成 19 年 5 月 15 日（届出）5 月 15 日より一部改正する。

平成 30 年 12 月 21 日（届出）12 月 21 日より一部改正する。

平成 31 年 3 月 18 日（届出）3 月 18 日より一部改正する。

令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 4 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 4 年 11 月 1 日より一部改正する。

令和 6 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 6 年 9 月 1 日より一部改正する。